



令和2年1月8日
午前11時30分発表

広報資料

問い合わせ先
稚内海上保安部
次長 熊谷 与志彦
TEL 0162-22-0118

「118番」等の周知活動について

1月18日は「118番の日」です。

稚内海上保安部では、海上保安庁の緊急通報用電話番号「118番」をより多くの方々に知っていただくため、下記のとおり周知活動を実施しますのでお知らせいたします。

記

1 西條稚内店で118番PR

- (1) 実施日時 令和2年1月13日(月) 午後1時から午後3時まで
- (2) 場所 ショッピングセンター西條1階
- (3) 内容

- ①西條の特設会場において、来場者に対して118番周知リーフレットや啓発用グッズ等を配布いたします。
- ②海上保安庁マスコット「うーみん」が来場し、118番の周知活動や写真撮影会を実施いたします。
- ③お子様限定で海上保安庁グッズを配布いたします。
- ④配布物が無くなり次第周知活動は終了いたします。

2 シティわっかない店で118番PR

- (1) 実施日時 令和2年1月18日(土) 午後1時から午後3時まで
- (2) 場所 シティわっかない店
- (3) 内容

- ①西條の特設会場において、来場者に対して118番周知リーフレットや啓発用グッズ等を配布いたします。
- ②お子様限定で海上保安庁グッズを配布いたします。
- ③配布物が無くなり次第周知活動は終了いたします。

3 巡視船りしりライトメール(電光表示装置)による118番の周知活動

- (1) 実施日時 令和2年1月13日から18日の間の午前8時頃から午後8時頃まで
- (2) 場所 防波堤ドームに停泊中の巡視船りしり

(3) 内 容

- ①巡視船りしり備付のライトメールを使用して118番の周知を行います。
- ②停泊時のみの実施となります。
- ③船内に乗船することはできません。

4 市内各所に設置されているモニターに利用して118番周知用映像の放映

(1) 実施日時 令和2年1月13日から18日までの間

(2) 場 所 キタカラ1階、稚内副港市場、稚内フェリーターミナル

(3) 内 容

- ①市内各所に設置されているモニターを利用して、[海上保安庁118番周知用映像](#)を放映いたします。
- ②放映時間は決まっておらず、ランダムに放映される予定です。

5 その他

当日は、緊急の事件事故・天候不良等により、周知活動の全部または一部を中止する場合もございますので予めご了承ください。

*** 「118番の日」について***

海上保安庁では、海上における事件・事故等の緊急通報用電話番号として平成12年5月1日から「118番」を運用しており、「118番」の重要性をより多くの方々に理解していただき、海の安全確保に資するため毎年1月18日を「118番の日」とし、その周知活動を強化しています。

なお今回は、より多くの人に知っていただくために、1月13日から18日までの間で実施いたします。

*** 「118番」通報に関するお願い***

次のような場合に「118番」通報してください。

- ・海難・人身事故に遭遇した、または目撃した。
- ・油の排出等を発見した。
- ・不審船を発見した。
- ・密輸・密航事犯等の情報を得た。など。

以上の場合において、「いつ」、「どこで」、「なにがあった」などを簡潔に落ち着いて通報してください。